

平成25年 第12回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時	平成25年12月19日(木) 午後2時00分～午後3時15分			
2. 場 所	総合教育センター 2階 講座室			
3. 主 宰 者	委員長 滝内 秀昭			
4. 委員の出席	滝内 秀昭 川畑 徹朗 小林 万理子 木下 誠			
5. 委員の欠席	廣山 義章			
6. 傍 聴 人	なし			
7. 関係者の出席	教育長	木下 誠	教育施策企画担当主幹	花光 潤一
	管理部長	谷澤 伸二	学校指導課長	春名 潤一
	学校教育部長	太田 洋子	学校改革・学事課長	大村 寿一
	生涯学習部長	田中 裕之	保健体育課長	早崎 潤
	教育長付参事	村上 雄一	スポーツ振興課長	谷 泰史
	教育長付参事	大西 俊己	公民館長	池田 真美
	学校教育室長	峰松 誠治	博物館長	亀田 浩
	総合教育センター所長	江原 礼子	人権教育担当主幹	松山 和久
	学校教育部副参事	村上 順一	生涯学習部主幹	善入美津治
	生涯学習部副参事	小長谷正治	図書館主査	岡田 宣隆
	人権教育室長	大野 浩史	教育総務課長	中井 秀典
	職員課長	升井 竜雄	教育総務課副主幹	乾 義昭
	施設課長	田原 安治	教育総務課	山本 逸美

8. 議 事

(1) 開会宣言 滝内委員長(午後2時00分)

(2) 日程報告 滝内委員長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員これを了承。

日程第	1	前回会議録の承認
日程第	2	教育長報告
日程第	3	議案第57号の審議
日程第	4	議案第58号の審議
日程第	5	議案第59号の審議

滝内委員長から「議案第59号は人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条6項の規定に基づき非公開にしたいと思います、よろしいでしょうか」との発議があり、全委員はこれを了承。
議案第59号は非公開の秘密会となる。

(3) 前回会議録の承認（日程第1）

平成25年第11回伊丹市教育委員会定例会（平成25年11月21日〈木〉開催）の会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

教育長の指示により、管理部長より「12月分人事報告」・「11月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「11月分寄附採納報告」について、学校教育部長より学校教育部の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の、教育長付参事兼中学校給食推進班長より中学校給食推進班の、「11月分行事実施報告」「11月分行事実施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

木下教育長

1－2ページの人事報告における小・中学校の臨時講師について。小学校の場合、教員等の合計が526人で、そのうち35人が臨時講師、中学校では合計が306人で52人の臨時講師がいる。これを見ると、中学校では圧倒的に臨時講師が多い。そろそろ来年度の新規採用教員を含めた県への提示請求があるが、新規採用教員の提示請求等について教えてもらいたい。

升井課長

現在、全国的には臨時講師の割合が平均16％前後。伊丹市においては小学校で6.7％、中学校で17.4％程度になっており、小学校においては現状維持の形でいいかと思う。

小学校では、今年度末23人退職されるのに伴い、県教育委員会への提示請求は、新規採用を24人にしている。また、再任用者が今年度より3人増える予定なので、合わせて4人の臨時講師を解消できる。ただ、定数的には2人ほど教員が必要になりそうなので、その点を含めて、小学校では2人ほど臨時講師が解消できればいいかと思う。現在6.7％なのでそのまま予定通りにいけば6.3％程度になると予想される。小学校、1校につき2人の臨時講師になるが、子どもの数の微妙な増減があるのでその位は必要だと思う。

中学校では定年と勸奨合わせて8人の退職が見込まれているのに対して、24人の新規採用の提示請求を行っている。中学校では再任用者が今年より4人増えるので、新規採用の24人と合わせて28人を採用し、20人くらいの臨時講師を解消したいと思っている。初任者研修の制度で、初任者を4名ずつのグループに分けて各学校に配置しないといけないという制度もあるので、24人を提示請求した後、新規採用の配置に少し難しい課題も出てくるかと思うが、そのような形で24人の新規採用者の配置

できれば、現在の１７．４％から９．７％まで解消できる。

あとは交流人事でどれだけ出入りがあるかが影響してくるが、今のところ小学校２４人、中学校２４人で新規採用を要求している。

木下教育長
升井課長

特別支援学校は。

特別支援学校については、初任者研修の関係で単独校方式という形しかとれないので、小学部に１人、中学部に１人の計２人が毎年最大の配置になる。現在１２人の臨時講師がいるが、勸奨が１人の予定で、新規採用が２人なので１人解消できる。そのほかに、臨時講師を解消するには、校種間交流で、小中学校から特別支援学校への異動希望を持っている教員で、特別支援学校免許を持っている教員を移していくということが考えられる。

木下教育長

ということは、小学校２４人、中学校２４人を提示請求しており、県に要求通り配置していただけたら、臨時講師の割合が１０％未満になるということか。

升井課長

中学校では満額配当されれば９．７％程度になると見込んでいるが、交流人事の兼合いもあり、交流人事でプラスになればさらに解消、マイナスになれば１０％を超えて１１％になるかもしれない。

木下教育長

この臨時講師の数は１年間の本定欠の数で、産休代替やメンタル的な病気代替の講師は含まれていないのか。

升井課長

代替は含めていない。

木下教育長

代替も含めると臨時講師の割合はもっと高い。どのくらいかわかるか。

谷澤部長

小学校は７５人、中学校が６１人。これは５月１日の決定時点の人数。

升井課長

あわせて、現在小学校で約１５％、中学校で約２１％。小中学校を合わせた平均が１７％。

木下教育長

先ほど全国平均が１６％と言ったが、本定欠だけということなら、他市ももっと多いということか。

升井課長

多い地域もある。

木下教育長

今回は病気代替、産休代替を除いた本定欠で、大幅な解消を目指していくということか。

升井課長

はい。目指していきます。

木下教育長

わかりました。もう１点。先ほど太田部長より小学校の英語科が平成３２年から実施されるという話があった。先行実施が平成３０年からと聞いているが、英語教育への対応は平成２６年度からの採用にも係ってくると思うので、どのような展望を持っているのか教えてほしい。

升井課長

現在、中学校の英語科教員で、小学校免許を持っている者が４人いる。小学校教員をしている中で中学校、高校の英語免許を持っている者は２８

人。その内4人が臨時講師なので、正規教員は24人いる。今後対応を進めていくには、英語の免許を持っている者が中核を担っていくことになると思うが、小学校で英語の免許を持っている者が28人いるということは各学校平均して1.6人。5、6年生で教科化されるが、3年生よりやっていくということなので各学校3、4人は柱になる教員が欲しいところ。このようなことを視野に入れ、中学校から小学校への校種間異動や、県教委に対しては、英語免許所有者を小学校に新規採用配置するような要望、交流人事による人材確保などを行い、先を見通して進めていきたい。

木下教育長 各校に3、4人を単年度で配置することは不可能なので、今から数年間にわたって、小学校採用者の中で英語教諭の免許を持っている者を採用するなど計画的にやってもらいたい。

滝内委員長 11月の事業実施報告と1月の事業実施予定を報告してもらったが、最近、生涯学習部が良いことで新聞掲載が多くて喜んでいる。博物館並びに図書館本館、スポーツ振興課も今回は駅伝など幅広い活動をされている。良いことでたくさん載るといことは本当にありがたい。大変でしょうが事業の実施をよろしくお願いします。

木下教育長 それに関連して、1月12日に阪神都市対抗駅伝競走大会があるが、昨年は、男子が圧勝で優勝した。住友電工が非常に強い選手を揃えており、関西実業団駅伝では、NTT西日本や大塚製薬、佐川急便など全国の常連チームに混ざって4位で入賞しているし、1月1日のニューイヤースタート駅伝や群馬県で開催する全日本実業団対抗駅伝競走大会にも出場する。住友電工には、竹沢選手というオリンピック選手や、昨年、琵琶湖毎日マラソン大会で日本人の中で8位になった藤山選手もいる。今度の阪神都市対抗駅伝競走大会では優勝すると思うし、兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会でも優勝すると思う。今、スポーツ振興課所管の分野でもクローズアップされているのでお知らせさせていただきます。

滝内委員長 いい成果をさらに広報して広まるようにしていただきたい。

(5) 議案第57号の審議（日程第3）

滝内委員長より「議案第57号 伊丹市奨学生選考等委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「伊丹市奨学生選考等委員構成の見直しに伴い伊丹市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則を制定するものです。」との説明がなされ、学校教育部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第57号」を原案のとおり可決。

質疑応答

川畑委員	市議会議員が辞退するのには何か背景があったのか。
太田部長	昨年、市議会の方から、執行機関の附属機関の委員等の選出について、こちらだけではなく、青少年問題協議会の委員等、市議会議員が入っていた伊丹市内11の附属機関に対して、全て辞退するという旨の文章を市長宛に送られた経緯がある。
木下教育長	これは地方自治法92条の2との関係か。
田中部長	それとはまた異なります。
谷澤部長	議会改革特別委員会というのが設置されて議会と議員のあり方、議会と市長とのあり方等を検討されている。今、教育長がおっしゃった92条の2の関係もこれから特別委員会の中で検討していこうという話です。最初に出された方針としては、議員という立場で市長の附属機関の委員として入るのはおかしいであろうという発想。ただ、法律で定められているものもあり、それについては継続をするが、そうでないものは全て任期が終われば辞退していくということを24年度に申し出られた。
大西班長	公募市民という考え方が昔はありませんでした。ここに入っている市議会議員は、市民の代表として、案を決定する段階から市民の意見を聞くために入っている。今は議決機関なので議事を進める中で判断して内容を聞くこともできるので、案を作っている段階において入る必要がない。まず、公募市民を積極的にここに入れていくべきだが、これは内容から判断して市民公募の必要がないのではないのかという事のように。 また、委員報酬に関して、議員報酬をもらっているのに、このような報酬を別に1万数千円もらう事の是非もある。ですので、92条の話ではない。
滝内委員長	今回は奨学生選考等委員会委員であったが、他にも関連する委員会があるのか。
太田部長	教育委員会はこれだけです。あとは全て市長部局です。
滝内委員長	わかりました。
木下教育長	例えば、一般市民から公募となった場合、奨学生の守秘義務等は大丈夫なのか。
太田部長	これは市民公募しません。収入や家族関係などの個人情報も全て検討項目になるので。
木下教育長	それで高等学校の校長なのか。
太田部長	もう一人の学識経験者は、ずっと中学校の校長からお願いしているので、今度は大学の話があるので高等学校から。
滝内委員長	事情のよくわかった方が委員に入っていただくということは教育委

員会としては好ましい方向。

(6) 議案第58号の審議（日程第4）

滝内委員長より「議案第58号 伊丹市立生涯学習センター条例施行規則及び伊丹市立北部学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「各市立施設に係る駐車場料金等の障がい者減免制度の見直しに伴い、伊丹市立生涯学習センター条例施行規則及び伊丹市立北部学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定するものです」との説明がなされ、生涯学習部長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第58号」を原案のとおり可決。

質疑応答

- | | |
|-------|--|
| 木下教育長 | 教育委員会が所管する公共施設で他に対象となる施設はないのか。 |
| 田中部長 | 有料の駐車場となっているのが、こちらの生涯学習センターと、北部学習センターになっている。他では、公民館は市役所の駐車場に停めるし、図書館は宮ノ前地下駐車場に停める。 |
| 木下教育長 | 宮ノ前地下駐車場はどうなっているのか。 |
| 田中部長 | これに含まれています。同じです。 |
| 木下教育長 | スポーツセンターは違うのか。 |
| 田中部長 | スポーツセンターは公益財団法人なので独自だが、基本的には方向を合わせると聞いている。 |
| 小林委員 | これはどのようにしてそういう措置を取ってもらえるのか。 |
| 田中部長 | 手帳を提示していただく。例えば、きららホールでは駐車券を無料になる機械に通すことになる。各施設で手帳を確認して手続きをすることになる。 |
| 川畑委員 | 今度から6時間以内になったということだが、6時間を超えて困る方はそんなにはいないのか。 |
| 田中部長 | 全体の話として、駅前で通勤等のためにずっと停められているというケースが他の施設であったようです。それでは社会参加という目的と異なるので、これとあわせて整理されることになった。 |
| 川畑委員 | そういう目的で使う方もいるのか。わかりました。 |
| 滝内委員長 | 適切な条例の変更だと思うが、今までは指定管理者に身体障害者手帳を提示するだけであったのに、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳と対象が3種類になるので、窓口の作業が若干煩雑になると思う。また、6時間というのも大きく変更されたことなので、クレームが起らないように、周知徹底をお願いする。 |
| 川畑委員 | 「6時間に係る利用料金に限る」といった場合、読み方として、その6時間分までは免除の対象になるのか、6時間を超えた利用の場合は全 |

部が有料になるのか、どう読めばいいのか。

谷澤部長 減免の規定を見ると、かっこ書きがなければ、利用料金を全額免除するということ。かっこ書きは、その内これだけに限ると書いてあるので、超える場合は6時間までは無料ということ。

木下教育長 8時間ならどうなるのか。2時間分だけ払うのか。

川畑委員 私はそう読んだのだが。利用者が誤解をして混乱を招かないようにお願いします。

田中部長 6時間までは無料ということで、きららホールについては6時間を磁気で記憶させることができ対応可能だが、ラストホールが6時間に対応できないので窓口で清算することになる。

小林委員 そのような変更される複雑な部分を、新しく、身体以外の障がいの方々も利用できるというお知らせは個々にされているのか。

田中部長 市長部局の障害福祉課が窓口になり、手帳交付者等にはPRをする。施設の方では手帳を見たこともない人もいますので、職員で確認するようにしている。

小林委員 できれば、施設の入り口にも、こういう方は6時間無料サービスが受けられるというような案内等があればいいのではないかと。今まで車に乗っておらず、全く見ていなくて知らない方もいらっしゃるかもしれない。本人が乗っていないけれども、例えば、おばあさんを連れて行った時には使えるということを知らない方もいるのではないかと思います。各施設にそういう案内を掲示していただけたら周知徹底できるのではないかと思います。

田中部長 市内9箇所の施設になるので障害福祉課と確認をしていきたいと思う。

滝内委員長 小林委員のおっしゃる様にわかりやすい形で掲示するように配慮をしていただきたい。一度、相談し善処いただくようお願いします。

(7) 議案第59号の審議（日程第5）

秘密会の審議の後、全委員一致で、「議案第59号 伊丹市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を可決。

(8) 閉会宣言

滝内委員長（午後3時15分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育委員会委員長
伊丹市教育長

滝内 秀昭
木下 誠